

○認定申告時の提出書類（被扶養者申告書＋下記の書類）

※一部添付書類については、被扶養者申告書に認定対象者の「個人番号」を記載することや情報提供に関する同意書の提出等により省略することができます。

区分	添付書類	留意事項	添付省略の可否
必須書類	① 生計維持関係調査票	「申告の理由」欄には、認定対象者が18歳以上（18歳に到達する日以後、最初の3月31日までにある未就労者を除く。）の場合は必ず扶養しなければならない理由を詳しく記入してください。	省略不可
	② <同一世帯の場合> 「住民票謄本」及び「戸籍謄本（注1）」 <別世帯の場合> 認定対象者が組合員と別世帯に属している場合は、認定対象者の「住民票謄本」及び「戸籍謄本」	「戸籍謄本」は、組合員と認定対象者の続柄が確認できるものが必要となります。 （注1）住民票謄本で組合員と認定対象者の続柄が確認できる場合は、「戸籍謄本」の提出は省略できます。ただし、婚姻及び養子縁組による申告の場合は省略できません。 なお、出生による申告の場合は母子健康手帳の「子の保護者・出生届出済証明」（写）の提出をもって、「戸籍謄本」及び「住民票謄本」の提出があったものとみなします。	認定対象者の住民票謄本は、被扶養者申告書への個人番号の記載により省略可。なお、組合員の住民票については、個人番号を当組合に提供している場合のみ省略可。
	③ 組合員又は認定対象者以外の所得証明書（注2）	（注2）「所得証明書」は原則として、市区町村長の証明があるもの（原本）、かつ、収入金額が記載されているものとしします。 なお、認定対象者以外の者（組合員等）の「所得証明書」については、「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」（写）の提出をもって、「所得証明書」の提出があったものとみなします。（※源泉徴収票は、不可。）以下同じです。	認定対象者が18歳未満の者である場合で、組合員の配偶者が被扶養者のとき、又は組合員に配偶者がいないときは、組合員の「所得証明書」の提出は省略できます。
	④ 認定対象者の所得証明書（注2）	認定対象者が学生（定時制課程等の学生を除く。）の場合には、「在学証明書」の提出を条件として、「所得証明書」及び「送金の事実が確認できる書類」（写）の提出は不要です。	被扶養者申告書への個人番号の記載及び「同意書」の提出により省略可。
該当者のみ提出を要する書類	⑤ 雇用証明書	認定対象者が現在事業所に勤務している場合には、「雇用証明書（共済組合所定様式）」を提出してください。	省略不可
	⑥ 「国民年金第3号被保険者関係届」	認定対象者が組合員の配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）である場合に提出してください。	省略不可
	⑦ 「配偶者の基礎年金番号」（写）	基礎年金番号が確認できる書類（写）を提出してください。（短期組合員を除く。）	省略不可
	⑧ 「確定申告書（写）」及び「収支内訳書（写）」（注3）	（注3）組合員及び認定対象者（18歳未満の未就労者を除く。）に事業収入等があれば「確定申告書（写）」及び「収支内訳書（写）」を提出してください。 「確定申告書（写）」及び「収支内訳書（写）」は確定申告をしている者のみ提出してください（以下同じ）。	省略不可
	⑨ 組合員の配偶者の「所得証明書」、「確定申告書（写）」及び「収支内訳書（写）」	組合員に配偶者があり、かつ、当該配偶者が組合員の被扶養者でない場合は、組合員と当該配偶者の収入等を比較し、組合員が認定対象者（子など）の主たる扶養者であることを確認します。 上記③同様に「所得証明書」については、「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」（写）でも可。	省略不可

該当者のみ提出を要する書類	⑩	認定対象者の配偶者の「所得証明書」、 「確定申告書(写)」及び「収支内訳書(写)」	認定対象者に配偶者がある場合は、組合員の収入等と認定対象者の配偶者の収入等の比較し、組合員が認定対象者の主たる扶養者であるかを確認します。 上記③同様に「所得証明書」については、「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」(写)でも可。	省略不可	
	⑪	認定対象者が事業所等を退職した場合は、その区分に応じた右のいずれかを提出してください。	雇用保険受給資格者証(写)	ハローワークに求職の申込を行った場合に提出してください。	省略不可
			受給期間延長通知書(写)	ハローワークに受給期間延長申請を行った場合に提出してください。	
			離職票2(写)	ハローワークに求職の申込を行わなかった場合に提出してください。 離職票2を紛失した場合には、退職証明書を提出してください。 また、必ず、上記①生計維持関係調査票中の「確約書」欄に記入してください。	
			退職証明書	雇用保険未加入者が退職した場合には、事業所発行の「退職証明書(注4)」を提出してください。 (注4)退職証明書には、以下の3項目を記載の上で証明を受けてください。 ①健康保険の有無 ②雇用保険制度の有無 ③退職日	
	⑫	年金決定通知書・支給額変更通知書等(写)	認定対象者が公的年金等を受給している場合は、当該年金の年金決定通知書・支給額変更通知書等の「最新の年金額が確認できる書類」(写)、請求中の場合は「年金試算書」(写)を提出してください。	被扶養者申告書への個人番号の記載により省略可(個人年金、企業年金等は除く。)	
	⑬	送金の事実が確認できる書類(預貯金通帳、振込領収書、カード利用明細書等)の写し	認定対象者が組合員と別居している場合は、組合員からの金銭援助を確認するため、預貯金通帳、振込領収書、カード利用明細書等(組合員が負担した認定対象者に係る家賃・電話代・光熱給水費の領収書等を含む。)、組合員から認定対象者への「送金の事実が確認できる書類」(写)を提出してください。 ※手渡し援助は一切認められません。	別居の認定対象者が配偶者及び18歳未満の者(就労者を除く。)並びに学生(定時制課程等の学生を除く。)で「在学証明書」を提出する場合は、省略可。	
	⑭	傷病手当金又は育児休業手当金の受給額が確認できる書類	認定対象者が傷病手当金や育児休業手当金等を受給している場合は、「その受給額が確認できる書類(写)」を提出してください。	省略不可	
⑮	児童手当・児童扶養手当の受給額が確認できる書類	認定対象者が児童手当、児童扶養手当を受給している場合は、認定後、手当の「金額を確認できる書類」を提出してください。	省略不可		
⑯	被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	認定対象者が現在事業所に勤務しており、人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に被扶養者の収入要件を超えている場合に提出してください。	省略不可		

☆認定対象者が事実婚の配偶者等である場合は、事実婚を証明する書類の提出が必要です。

☆事情によっては、上記以外の書類の提出を求める場合があります。